

緑区社会福祉協議会「ははの箱事業」実施要領

社会福祉法人名古屋市緑区社会福祉協議会

1 目 的

この事業は、名古屋市緑区歯科医師会が緑区における社会福祉の振興に寄与することを目的として設置している「ははの箱基金」を財源として、同会から寄付を受けた本会が、「ははの箱基金」の趣旨に則り、緑区内の社会福祉施設・福祉活動団体等へ、その事業活動に必要な機材・設備等（以下「備品」という。）の購入資金を補助し支援することにより緑区の社会福祉の推進を図るものである。

2 対 象

下記（１）、（２）に該当する施設・団体等が、事業や活動のために必要とする備品を購入するための費用を対象として助成を行う。

（１） 緑区内にある福祉施設・福祉団体。

ただし、本会会員規程第３条第３号～第７号に定める会員で、公共の施設を除いた前年度または当該年度会費を納入したものに限り。

（２） 緑区内で高齢者福祉・児童福祉・障害者福祉などの福祉活動をしているボランティア団体・NPO 団体。

ただし、学区地域福祉推進協議会を除いた本会ボランティアセンターに登録されているものに限り。

3 助成件数

助成件数は１施設・団体等につき１件とする。

4 助成限度額

助成金額は、１団体あたり ５万円 を上限として助成を行う。ただし、本助成金の趣旨を鑑み、比較的耐久性のある物品とする。また、審査の結果、申請金額を下回ることもある。

5 申 込

所定の用紙（様式１）に必要事項を記入し、見積書・カタログ、団体の収支状況が分かるもの（収支決算書など）を添付して、各年度指定の期限までに本会会長あてに申し込む。

6 審 査・決 定

提出書類を本会補助事業評価委員会にて選考し、必要に応じて調査等を行ったうえで決定する。

7 審査基準

別表１のとおり

8 報 告

助成を受けた施設・団体は、申請備品を購入後すみやかに所定の用紙（様式2）に必要事項を記入し、領収書及び購入備品の写真を添付して本会会長へ報告する。

なお、当該年度末までに理由なく報告書の提出がない場合は、翌年度以降の申し込みは当面の間受け付けないこととする。

9 助成金の返還

助成申請した備品を購入しなかった場合、または助成を受けた金額より安価な金額で購入した場合は、全額または差額を本会へ返還するものとする。

また、理由なく報告書の提出のない場合は、助成金の全額を本会へ返還するものとする。

10 歯科医師会長への報告

各事業年度において事業完了後速やかに、本会会長は緑区歯科医師会会長に対し当該事業の実施内容（寄付対象者、寄付金の使途、寄付金額等）を明記した報告を行うものとする。

11 備品シールの貼付について

助成金で購入した備品には、別に定めた備品シールを貼付するもの。

付 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成17年6月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成18年7月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成19年7月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成21年7月16日から施行する。

付 則

この要領は、平成24年8月13日から施行する。

付 則

この要領は、平成28年7月28日から施行する。

付 則

この要領は、令和6年7月17日から施行する。

別表1

審査基準

評価項目	考 え 方
① 地域への還元性	助成備品は、広く地域住民に対して還元される備品であるか？ 社会参加や地域貢献をするための支援につながるか？
② 必要性	助成備品は、どの程度の必要性（事業面・財政面）があるか？
③ 利用頻度	助成備品は、年間を通してどの程度利用されるか？
④ 団体の活動内容・実績	団体の活動内容やこれまでの活動歴の状況は？